

第5章 環境保全のための措置

本事業では、工事中及び供用時の環境影響要因に対し、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り低減するために、環境保全のための措置を講じる計画である。

本事業における環境保全のための措置の内容は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置の内容
地球環境	温室効果ガス	・建築物の外壁や屋根には断熱性をもつ部材を使用し、建築物の断熱性を高める。 ・施設で使用するエネルギー機器（空調機器、給湯機器等）は、エネルギー効率の良いものを採用するように努める。 ・事業で利用する車両は、低公害車の利用に努める。 ・照明器具は極力 LED 化する。 ・屋上に太陽光発電設備を設置する。
大気	大気質	ア 建設機械の稼働に伴う措置 ・建設機械については、可能な限り最新の排出ガス対策型を使用する。 ・建設機械の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、負荷の少ない運転を徹底する。 ・適切な施工計画により、建設機械の集中的な稼働を抑制し、ピークを分散する。 ・定期的に建設機械の整備及び点検を実施し、装置の不具合や高負荷等を防止することにより、大気汚染物質排出量の増加を抑制する。 ・解体工事及び新築工事の土工事等では粉じん等の発生及び拡散を抑制するため、計画地内及び周辺道路の散水及び清掃を適切に実施し、必要に応じて防じんシートを利用する。 イ 工事用車両の走行に伴う措置 ・工事用車両については、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。 ・工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底する。 ・定期的に工事用車両の整備、点検及び洗車等を実施し、車両の不具合等の防止により大気汚染物質及び粉じん等の排出を抑制する。 ・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。 ウ 施設関連車両の走行に伴う措置 ・荷さばき車両に対して、アイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導する。 ・荷さばき車両の制限速度の遵守を徹底する。 ・来客者に対して、鉄道等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。 ・来客者に対して、アイドリングストップを行うよう掲示等により周知する。 ・通勤者は極力、鉄道等の公共交通機関を利用するものとする。 ・出入口付近の中央線にポールを設置し、左折イン、左折アウトを徹底させることで、周辺道路の渋滞を生じさせないよう配慮する。

表 5-1 (2) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	環境保全のための措置の内容
騒音・振動 ・低周波音	ア 建設機械の稼働に伴う措置 ・建設機械については、可能な限り低騒音型を使用し、工法についても極力騒音の影響が小さい工法を採用する。 ・計画地敷地境界に高さ 2.0m の鋼製仮囲いを設置する。 ・建設機械の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、負荷の少ない運転を徹底する。 ・適切な施工計画により、建設機械の集中的な稼働を抑制する。 ・定期的な建設機械の整備及び点検を実施し、装置の不具合や高負荷等を防止することにより、騒音の増加を抑制する。 ・工事期間中は計画地内に騒音計を設置し、常時騒音を監視する。 イ 工事用車両の走行に伴う措置 ・工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底する。 ・定期的な工事用車両の整備及び点検を実施し、車両の不具合等の防止による騒音の増加を抑制する。 ・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。 ウ 冷暖房施設等の設置に伴う措置 ・設備機器については、定期的な整備点検を行い、整備不良等による騒音の増加を防止する。 ・3 階の室外機の周囲（北側、東側及び南側）に 2.0m の遮音壁を設置し、防音対策を行う。 エ 施設関連車両の走行に伴う措置 ・荷さばき車両の制限速度の遵守を徹底する。 ・荷さばき車両に対して、アイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導する。 ・来客者に対して、鉄道等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。 ・来客者に対して、アイドリングストップを行うよう掲示等により周知する。 ・通勤者は極力、鉄道等の公共交通機関を利用するものとする。 ・出入口付近の中央線にポールを設置し、左折イン、左折アウトを徹底させることで、周辺道路の渋滞を生じさせないように配慮する。
	ア 建設機械の稼働に伴う措置 ・工法について、極力振動の影響が小さい工法を採用する。 ・建設機械の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、負荷の少ない運転を徹底する。 ・適切な施工計画により、建設機械の集中的な稼働を抑制する。 ・定期的な建設機械の整備及び点検を実施し、装置の不具合や高負荷等を防止することにより、振動の増加を抑制する。 ・工事期間中は計画地内に振動レベル計を設置し、常時振動を監視する。 イ 工事用車両の走行に伴う措置 ・工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底する。 ・定期的な工事用車両の整備及び点検を実施し、車両の不具合等の防止による振動の増加を抑制する。 ・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。 ウ 施設関連車両の走行に伴う措置 ・荷さばき車両に対して、アイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導する。 ・荷さばき車両の制限速度の遵守を徹底する。 ・来客者に対して、鉄道等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。 ・来客者に対して、アイドリングストップを行うよう掲示等により周知する。 ・通勤者は極力、鉄道等の公共交通機関を利用するものとする。 ・出入口付近の中央線にポールを設置し、左折イン、左折アウトを徹底させることで、周辺道路の渋滞を生じさせないように配慮する。

表 5-1 (3) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置の内容
廃棄物等	一般廃棄物	・ 廃棄物保管施設においては、揭示物等により資源化を促す。 ・ 古紙（段ボール等）は古紙業者に委託し再資源化する。 ・ 事業系一般廃棄物については、廃棄物保管施設を設け、許可業者、古紙業者等による収集・運搬及び川崎市等により適切に処理されるよう廃棄物の種類に分別する。
	産業廃棄物	ア 工事中 ・ 工事に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、積極的に発生を抑制するとともに、分別を徹底し、可能な限り資源化を図る。 ・ 工事に発生する産業廃棄物は、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守して適正な収集・運搬及び処分を行う。 ・ 産業廃棄物管理票により、廃棄物の適正な運搬・処分を確認する。 ・ 解体工事において、「大気汚染防止法」に準拠し、適切に石綿の調査を行い、石綿が存在した場合には適切な処理を実施する。 ・ 解体工事において、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に準拠し、適切に第一種特定製品の有無の確認を行い、第一種特定製品が存在した場合には適切な処理を実施する。 イ 供用時 ・ 廃棄物保管施設においては、揭示物等により資源化を促す。 ・ 産業廃棄物については、廃棄物保管施設を設け、廃棄物の種類に応じ、都道府県知事等の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し適切に処理する。 ・ ニトリグループでは 2030 年度目標として、廃棄物排出量 50%以上の削減（2018 年度比：2023 年度実績 34.5%）、再利用率 95%以上（2023 年度実績 89.6%）を目指す。
	建設発生土	・ 場外に搬出する建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、適正に処理・処分を行う。 ・ 建設発生土は工事間利用など適切に再利用に努める。 ・ 建設発生土による粉じん等の発生及び拡散が生じないようにするため、計画地内や周辺道路の散水及び清掃を適切に実施するとともに、埋戻土の仮置き場のシート掛けを行う。 ・ 建設発生土の運搬時においては、車両の荷台にシート掛け等の飛散防止を行う。
緑	緑の質	・ 「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」、「川崎市緑化指針」を踏まえ、計画建築物外周の地上部に可能な限り緑地を設け、魅力的な緑化空間の創出に努める。 ・ 植栽にあたっては、立地条件を考慮して必要に応じて耐陰性の樹種を選定する。 ・ 現存するカワヅザクラは保存する。 ・ 緑の構成を配慮し、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせるなど、多様な緑の創出を図る。 ・ 植栽された樹木の目的、機能を十分に発揮させるため、樹木の特質に応じた維持管理を行う。 ・ 健全育成を図るため、樹木の生育状況に応じた維持管理を行う。 ・ 緑化地内の植栽土壌の飛散を防止するため、地被類を植栽する。 ・ 計画地内の土壌に土壌改良材の混入等を行い、植栽育成に適した土壌整備を行う。

表 5-1 (4) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置の内容
緑	緑の量	・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」、「川崎市緑化指針」、を踏まえ、計画建築物外周の地上部に可能な限り緑地を設け、魅力的な緑化空間の創出に努める。 ・緑地は、「川崎市緑化指針」、「地域環境管理計画」に基づき、敷地面積に対して約 15%以上の緑被面積を確保する。 ・緑の構成を配慮し、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせるなど、多様な緑の創出を図る。 ・植栽された樹木の目的、機能を十分に発揮させるため、樹木の特質に応じた維持管理を行う。
景観	景観	・建築物等の色彩は、川崎市景観計画に基づき選定することにより、周辺地域との調和を図る。 ・計画地の緑地は、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」を踏まえ、可能な限り、計画建築物の外周の地上部に設ける。
構造物の影響	日照阻害	・日影への影響に配慮し、計画建築物の北側は建築物高さを抑えた建築物とする。
	テレビ受信障害	・テレビ電波受信障害について、問い合わせ窓口の設置を周知し、受信障害が発生した時には、その原因を確認する。 ・本事業に起因する障害が発生したことが明らかになった場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分に協議し、必要な対策を実施する。 ・工事中におけるテレビ電波の受信障害に対しては、クレーンの未使用時（作業時間中及び台風等強風時は除く）には、ブームを電波到来方向に向ける等の適切な障害防止対策を講じる。
地域交通	交通安全、交通混雑	ア 工事中 ・計画地周辺の小中学校の登校時間帯を考慮し工事用車両の出入りの時間調整に努める。 ・工事用車両出入口に適宜誘導員を配置し、歩行者の安全確保と交通渋滞等の発生防止に努める。 ・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。 ・工事用車両の運転者に対し、随時安全運転教育を実施し、交通法規を遵守することはもとより安全運転を徹底し、一般車両、歩行者及び自転車の安全を確保する。 ・工事用車両の運転者に対し、ガードレールが整備されていないなど交通安全施設が十分でない箇所などでは特に徐行運転に心がけることや横断歩道前では歩行者等の確認を十分に行うなどの安全運転を徹底する。 ・周辺の混雑状況を確認し、工事に支障のない範囲で適宜、運搬時間帯を調整する。 ・工事用車両の待機場所を計画地内に確保し、周辺に待機車両が発生しないよう努める。 イ 供用時 ・通勤者は極力、鉄道等の公共交通機関を利用するよう呼びかけを行う。 ・荷捌き車両の運転者に対し、随時安全運転教育を実施し、交通法規を遵守することはもとより安全運転を徹底し、一般車両、歩行者及び自転車の安全を確保する。 ・施設利用者に対し、施設内に路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す看板等の設置を検討する。 ・施設利用者に対し、計画地への自動車出入りの際の左折イン、左折アウトの徹底を促し、自動車交通の安全性と円滑化を図る。 ・オープン、繁忙時等には出入口に交通誘導員の配置を検討する。

第6章 環境配慮項目に関する措置

環境配慮項目に関する措置は、表 6-1 に示すとおりである。

本事業では、工事中及び供用時に、環境影響評価項目以外で、地域環境及び地球環境に配慮すべき項目として、下記に示す措置を講じる計画である。

表 6-1 (1) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境 配慮項目	環境配慮の措置	
	工事中	供用時
光害	—	- 看板は下向きの必要最小限の照明を用いて周囲に光害を及ぼさない照射とする。 - 屋内駐車場及びスロープの外周には高さ約 1.0m 程度の壁を設け、来客車両のライトによる光害を回避する。
地震時等の災害	—	- 地震時の建物倒壊等の被害を及ぼさないよう耐震性に配慮した構造とする。 - 建物の不燃化（耐火建築物）により、防災性を向上させる。 - 定期的に防災訓練を実施し、災害に対する意識を高め、災害時対応が円滑に行えるよう準備・訓練する。 - 地震等の災害時は計画地を避難場所、避難経路として利用できるよう検討し、防災設備を整備するよう努める。
地球温暖化	- 建設機械の稼働や工事用車両の運転においては、運転手への教育により待機中のアイドリングストップやエコドライブ等を徹底するための周知を行い、温室効果ガス排出の削減を図る。 - 建設機械及び工事用車両については、効率的な運用により、可能な限り台数を最適化し、温室効果ガス排出の削減を図る。 - 工事用車両については、可能な限り低燃費車を使用し、温室効果ガス排出量の削減やエネルギー使用量の低減を図る。 - 低炭素型の建築資材の活用を検討する。	—
気候変動の影響 への適応	—	- 遮熱性の高い窓等を採用すること、高効率の空調設備を導入することにより、人工排熱の低減に努める。 - 緑地は、「川崎市緑化指針」、「地域環境管理計画」に基づき、敷地面積に対して約 15% 以上の緑被面積を確保し、可能な限り人工被覆を削減することで、ヒートアイランド現象の緩和に努める。 - 水害対策として、電力供給設備は 2 階に設置する。

表 6-1 (2) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境 配慮項目	環境配慮の措置	
	工事中	供用時
資源	・資源循環に取り組むため、建設現場での廃棄物の分別を徹底し、建設資材の有効利用、再利用を図り、資源の循環型社会に貢献する。 ・省梱包等により段ボール梱包材の削減を図る。	・施設の供用に伴う廃棄物については、過剰包装による段ボール等の低減に努めるとともに、廃棄物保管施設においては、掲示物等により再利用化・再資源化を促す。 ・節水タイプの蛇口やトイレを採用する。 ・資源化を前提とした商品開発 100%を目指す（図 6-1 参照）。

NITORI Group Green Vision 2050

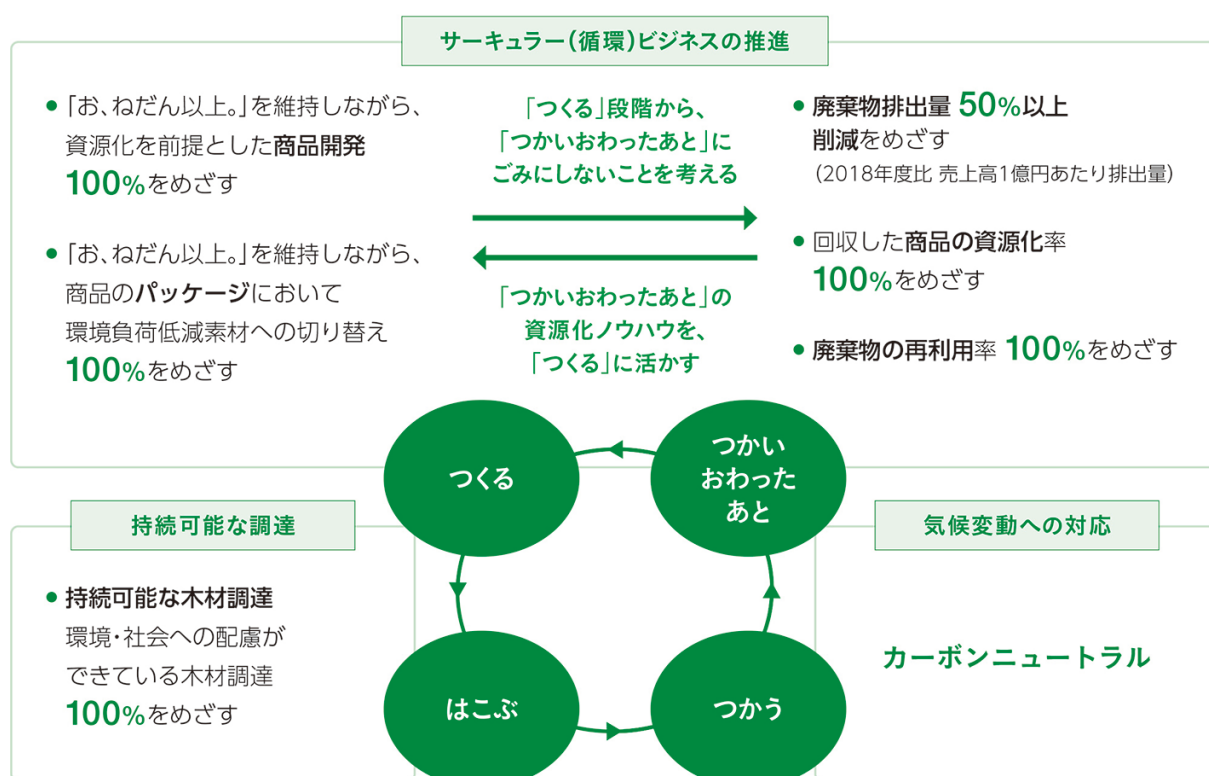


図 6-1 「NITORI Group Green Vision 2050」の概要図

第7章 環境影響の総合的な評価

本事業は、商業施設の建設を対象として行うものである。

本事業では、商業施設を主に住居が立地している市街地に建設することから、市街地の景観など周辺環境との調和に配慮した建物配置・色彩とし、「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑化指針」等を踏まえ、建物外周の地上部に可能な限り多様な緑による緑化地を設けることにより、魅力的な緑化空間の創出を図る。

工事中においては、車両出入口への誘導員の適宜配置、作業員への安全教育等の安全対策、工事区域及び周辺道路の散水・清掃、アイドリングストップ等のエコドライブ、建設機械及び工事用車両の整備・点検等の環境保全対策等を行う計画である。

本事業に係る環境影響評価の結果は、表 7-1 に示すとおりであり、温室効果ガス、大気質、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照障害、テレビ受信障害及び地域交通（交通安全・交通混雑）については、環境負荷を生じさせる可能性があるものの、各種の環境保全のための措置を講じることにより、その影響を低減し、環境保全目標を概ね満足することができると考える。

また、緑の質及び緑の量については、計画地及びその周辺の環境特性に適合した植栽樹種を選定すること、また、本事業では約 15.1%の緑被率を確保し、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準の緑被率（15.0%）を満足することから、緑の適切な保全、回復育成が図られるものとする。

さらに、光害、地震時等の災害、地球温暖化、気候変動の影響への適応、資源といった環境配慮すべき項目に対しても、事業内容と立地環境特性を勘案し、各種の措置を講じる計画である。

以上のことから、本事業は、周辺地域の環境の保全に適切に配慮した事業であると評価する。

表 7-1 (1) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
地球環境	温室効果ガス	ア 施設の稼働に伴う温室効果ガス 供用時における二酸化炭素排出量は約 418.8t-CO₂/年、二酸化炭素削減量は約 29.0t-CO₂/年と予測した。 本事業では、建築物の外壁や屋根には断熱性をもつ部材を使用し、建築物の断熱性を高めるなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、事業者として実行可能な範囲で環境保全のための措置を講じることにより、温室効果ガスの排出量を抑制できると評価する。
大気	大気質	ア 建設機械の稼働に伴う大気質 建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.0341ppm であり、環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足し、浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2%除外値）は 0.0355mg/m³ であり、環境保全目標（0.10mg/m³ 以下）を満足すると予測した。 また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1 時間値）の最大値は、二酸化窒素は 0.126～0.199ppm であり、環境保全目標（0.2ppm 以下）を満足すると予測した。浮遊粒子状物質は 0.043～0.092mg/m³ であり、環境保全目標（0.20mg/m³ 以下）を満足すると予測した。 本事業の工事においては、建設機械について、可能な限り最新の排出ガス対策型を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の工事に伴う建設機械の稼働は、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとは評価する。 イ 工事用車両の走行に伴う大気質 工事用車両の走行に伴う道路端における長期将来濃度は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）は 0.02971～0.02977ppm で、環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足すると予測した。浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2%除外値）は 0.03117～0.03118mg/m³ で、環境保全目標（0.10mg/m³ 以下）を満足すると予測した。 本事業の工事においては、工事用車両について、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の工事に伴う工事用車両の走行は、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとは評価する。 ウ 施設関連車両の走行に伴う大気質 施設関連車両の走行に伴う道路端における長期将来濃度は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）は 0.02970～0.02976ppm であり、環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足すると予測した。浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2%除外値）は 0.03117mg/m³ であり、環境保全目標（0.10mg/m³ 以下）を満足すると予測した。 本事業においては、施設関連車両に対して、アイドリングストップ等の注意喚起を実施するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の供用に伴う施設関連車両の走行は、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとは評価する。

表 7-1 (2) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
騒音・振動 ・低周波音	ア 建設機械の稼働に伴う騒音 建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、計画地北側敷地境界付近で最大 72.1 デシベルであり、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測した。 本事業の工事においては、建設機械について可能な限り低騒音型を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の工事に伴う建設機械の稼働に伴う騒音は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。 イ 工事用車両の走行に伴う騒音 工事中交通量による等価騒音レベルは 64.6～66.2 デシベルであり、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下）を満足すると予測した。なお、工事用車両による増加レベルは 0.0 デシベルであることから影響は小さいと予測した。 本事業の工事においては、工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の工事に伴う工事用車両の走行は、沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。 ウ 冷暖房施設等の設置に伴う騒音 計画敷地境界における冷暖房設備等からの騒音レベルは、朝・昼間・夕が北側で 48.7 デシベル、北西側で 45.1 デシベル、東側で 41.9 デシベル及び南東側で 41.3 デシベルであり、各時間帯において環境保全目標（50～65 デシベル）を満足すると予測した。 本事業の実施においては、設備機器については、定期的な整備点検を行い、整備不良等による騒音の増加を防止する環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の実施に伴う冷暖房施設等の設置に伴う騒音は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。 エ 施設関連車両の走行に伴う騒音 将来交通量による平日の等価騒音レベルは昼間 65.1～66.5 デシベル、夜間 60.4～61.8 デシベル、休日の等価騒音レベルは昼間 64.4～68.1 デシベル、夜間 61.4～63.3 デシベルであり、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を満足すると予測した。なお、施設関連車両による平日の増加レベルは昼間 0.3～0.5 デシベル、夜間 0.2 デシベル、休日の増加レベルは昼間 0.5～0.8 デシベル、夜間 0.2～0.4 デシベルであることから影響は小さいと予測した。 本事業においては、施設関連車両の制限速度の遵守を徹底するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の供用に伴う施設関連車両の走行は、沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。

表 7-1 (3) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
騒音・振動 ・低周波音	ア 建設機械の稼働に伴う振動 建設機械の稼働に伴う振動レベルは、計画地北側敷地境界で最大 67.5 デシベルであり、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測した。 本事業の工事においては、工法について、極力振動の影響が小さい工法を採用するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の工事に伴う建設機械の稼働に伴う振動は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。 イ 工事用車両の走行に伴う振動 工事中交通量による振動レベルは昼間 41.9～43.5 デシベル、夜間 36.9～38.2 デシベルであり、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を満足すると予測する。なお、工事用車両による増加レベルは昼間 0.1～0.2 デシベル、夜間 0.0～0.1 デシベルであることから影響は小さいと予測した。 本事業の工事においては、工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の工事に伴う工事用車両の走行は、沿道の生活環境の保全に支障はないと評価する。 ウ 施設関連車両の走行に伴う振動 将来交通量による平日の振動レベルは昼間 42.3～43.9 デシベル、夜間 37.2～38.4 デシベル、休日の振動レベルは昼間 38.6～40.4 デシベル、夜間 35.4～37.1 デシベルであり、環境保全目標（昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下）を満足すると予測した。なお、施設関連車両による平日の増加レベルは昼間 0.5～0.6 デシベル、夜間 0.3 デシベル、休日の増加レベルは昼間 0.9 デシベル、夜間 0.7 デシベルであることから影響は小さいと予測した。 本事業においては、施設関連車両に対して、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の供用に伴う施設関連車両の走行は、沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。

表 7-1 (4) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
廃棄物等	一般廃棄物	本事業の実施に伴い発生する事業系一般廃棄物の排出量は約 117.5t/年と予測した。 供用時に発生する事業系一般廃棄物は、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」に基づく廃棄物保管施設を設け、分別排出を徹底することにより、許可業者、古紙業者等による収集・運搬及び川崎市等による適正なリサイクル及び処分が実施されると予測した。 廃棄物保管施設においては、掲示物等により資源化を促すことや雑誌類、段ボールは古紙業者に委託し再資源化するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。
	産業廃棄物	ア 工事中 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量の合計は約 1,797,975 t であり、再資源化量の合計は約 1,794,925 t (約 99.8%)、処分量の合計は約 3,049 t (約 0.2%) と予測した。 処理・処分方法は、発生した産業廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき積極的に発生抑制するとともに、分別の徹底や可能な限り資源化を図る等を行い、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者への委託により適正に収集・運搬及び処分を行うと予測した。 工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、積極的な発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図るなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。 イ 供用時 産業廃棄物の排出量の合計は約 31.1t/年と予測した。 処理・処分方法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、可能な限り再資源化を実施し、適切に処理すると予測した。 供用時に発生する産業廃棄物は、廃棄物保管施設においては、掲示物等により資源化を促すなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。
	建設発生土	建設発生土の発生量は約 388,336m³ と予測した。 建設発生土は計画地での埋戻し及び保管等が困難であるため、全量を場外搬出する計画であり、他の工事現場又は許可を受けた処分場に搬出することから、建設発生土は適正に処理・処分されると予測した。 本事業の工事においては、場外に搬出する建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、適正に処理・処分を行うなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。

表 7-1 (5) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
緑	緑の質	本計画において選定した主な植栽予定樹種は、「川崎市緑化指針」にあげられている、事業所等の緑化に適した種や耐陰性のものが多く、また計画地周辺の緑化地において良好な生育が確認されている種や、「川崎市および周辺の植生-環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究-」、「神奈川県潜在自然植生」において潜在自然植生構成種とされている樹種も含まれる。 さらに、計画地内の緑化地のうち、陰になりやすい場所には耐陰性の種（ジンチョウゲ）を可能な限り植栽する計画である。 したがって、主な植栽予定の樹種は、計画地の環境特性に適合するものと予測した。 また、計画地内には、現在緑地として利用されている土壌が存在し、植栽土壌調査では、pH 値が植栽基盤としての適性を保っており、また現場透水試験の結果から排水性も良好である一方、電気伝導度が低いことから、貧栄養な土壌であると考えられる。以上のことから、計画地内の土壌に土壌改良材の混入を実施する等の植栽基盤整備が必要であり、土壌が不足した場合には、良質な客土を用いる必要があると予測した。 本計画においては、緑化地は土壌厚約 60cm（植栽基盤整備技術マニュアル（一般財団法人日本緑化センター）を参考に、高木（生育後）の樹高約 3m で約 70cm の土壌厚、中木の樹高約 2.5m で約 60cm の土壌厚、低木の樹高約 0.6m で約 50cm の土壌厚とし、平均として約 60cm と想定した）とする計画であり、緑化地面積が約 1,716m²であることから、必要な土壌量は約 1,030m³になると予測した。 本事業の実施においては、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」、「川崎市緑化指針」を踏まえ、計画建築物外周の地上部に可能な限り緑地を設け、魅力的な緑化空間の創出に努めるなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、緑の適切な植栽基盤の整備及び回復育成が図られると評価する。
	緑の量	本事業における供用時の緑被率は約 15.1% となり、本計画は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準の緑被率（15.0%）を満足すると予測した。 また、高木 74 本、中木 142 本及び低木 1,634 本を植栽する計画であり、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測した。 本事業の実施においては、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」、「川崎市緑化指針」を踏まえ、計画建築物外周の地上部に可能な限り緑地を設け、魅力的な緑化空間の創出に努めるなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、緑の現状を活かし、かつ、回復育成が図られると評価する。

表 7-1 (6) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
景観	景観 現況の計画地の主要な景観構成要素は、飲食店、駐車場、レジャー施設とその屋上の工作物（ボウリングピン）及び緑地で構成されている。 計画地周辺の主要な景観構成要素は計画地の南側は一般国道 409 号などの道路及び一般国道 409 号沿いの高層の集合住宅（4 階以上）、高津消防署、事務所ビル等で構成され、計画地の北側は路地及び低層の住宅で構成されている。 将来の景観構成要素は、現況の飲食店、レジャー施設から商業施設に変更となるが、いずれも人工的な構造物であり、主要な景観構成要素に変化はないと予測した。 また、計画地及び計画地周辺の地域景観の特性は、計画地南側は一般国道 409 号の道路沿いは道路を中心に、高層建築物等の人工的な景観となっており、計画地の東側、北側及び西側（一般国道 409 号沿道を除く）は低層の住宅街等の人工的な景観となっている。 地域景観の特性は、高層建築物等及び住宅街等の人工的な景観特性となっているが、将来においても人工的な景観特性に変化はないため、地域景観の特性に変化はないと予測した。 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、地点 No. 1 の高津消防署前においては、視野前面に計画建築物が出現し、眺望の状況は大きく変化するが、商業施設を主とした地域の人工的な新たな景観を形成するものと予測した。 地点 No. 2 の高津駅構内、地点 No. 3 の高津駅前、地点 No. 4 の高津スポーツセンター駐車場、地点 No. 5 の大陸天公園、地点 No. 6 の大陸天公園近傍の各地点においては、計画建築物は視認できない。 したがって、計画建築物が視認できる範囲は一般国道 409 号の計画地前面に限られ、局所的であると予測した。 本事業の実施において、建築物等の色彩は、川崎市景観計画に基づき選定することにより、周辺地域との調和を図るなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、計画建築物等は周辺環境と調和が保たれるものと評価する。
構造物の影響	日照障害 冬至日（平均地盤面±0m）において日影の範囲に含まれる既存建築物は、178 棟であり、その内訳は、日影時間 1 時間未満が 106 棟、1 時間以上 2 時間未満が 32 棟、2 時間以上 3 時間未満が 18 棟、3 時間以上 4 時間未満が 8 棟、4 時間以上 5 時間未満が 5 棟、5 時間以上 6 時間未満が 5 棟、6 時間以上 7 時間未満が 2 棟、7 時間以上 8 時間未満が 1 棟、8 時間以上が 1 棟と予測した。 春秋分日（平均地盤面±0m）において日影の範囲に含まれる既存建築物は、44 棟であり、その内訳は、日影時間 1 時間未満が 19 棟、1 時間以上 2 時間未満が 11 棟、2 時間以上 3 時間未満が 9 棟、3 時間以上 4 時間未満が 3 棟、5 時間以上 6 時間未満が 1 棟、8 時間以上が 1 棟と予測した。 夏至日（平均地盤面±0m）において日影の範囲に含まれる既存建築物は、17 棟であり、その内訳は、日影時間 1 時間未満が 7 棟、1 時間以上 2 時間未満が 6 棟、2 時間以上 3 時間未満が 3 棟、3 時間以上 4 時間未満が 1 棟と予測した。 関係法令に基づく日影規制の測定水平面における日影（冬至日の平均地盤面+4m）は、日影規制範囲内であると予測した。 本事業の実施においては、計画建築物による日影が近隣住宅の住環境に及ぼす影響の低減を図るために、日影への影響に配慮し、計画建築物の北側は建築物高さを抑えた建築物とする環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の実施に伴う計画建築物の日影は、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないと評価する。

表 7-1 (7) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
構造物の影響	テレビ受信障害	本事業の実施における地上デジタル放送の遮へい障害要確認範囲は、東京スカイツリー局の広域局については、南西方向（最大距離約 150m、最大幅約 110m）が遮へい障害要確認範囲となり、範囲内の建築物は 81 棟であり、個別に受信を行っている 34 棟については、受信障害が生じる可能性があるとして予測した。 東京スカイツリー局の県域局については、南西方向（最大距離約 270m、最大幅約 110m）が遮へい障害要確認範囲となり、範囲内の建築物は 118 棟であり、個別に受信を行っている 44 棟については、受信障害が生じる可能性があるとして予測した。 横浜局については、北北西方向（最大距離約 220m、最大幅約 100m）が遮へい障害要確認範囲となり、範囲内の建築物は 145 棟であり、個別に受信を行っている 16 棟については、受信障害が生じる可能性があるとして予測した。 地上デジタル放送の反射障害については、地上デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から、地域的な反射障害としてはほとんど生じないものと予測した。 BS 放送及び CS 放送（JCSAT-110A）については北東方向（最大距離約 40 m、最大幅約 80m）に遮へい障害が発生し、遮へい障害予測範囲内の建築物は 8 棟であるが、個別に受信を行っている棟は 0 棟であり、受信障害が生じる可能性は少ないと予測した。 CS 放送（JCSAT-3A 及び JCSAT-4B）については北北東方向（最大距離約 20 m、最大幅約 70m）に遮へい障害が発生し、遮へい障害予測範囲内の建築物は 3 棟であるが、個別に受信を行っている棟は 0 棟であり、受信障害が生じる可能性は少ないと予測した。 本事業の実施においては、テレビ電波受信障害について、問い合わせ窓口の設置を周知し、受信障害が発生した時にはその原因を確認するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、計画地周辺においては遮へい障害が生じる可能性はあるものの環境保全のための措置を講じることにより、良好な受像画質は維持され、かつ、現状を悪化しないものと評価する。

表 7-1 (8) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
地域交通	ア 工事用車両の走行に伴う交通安全への影響 工事用車両の主要な入庫・出庫ルートである一般国道 246 号はマウントアップに加えてガードレールが設置されている。一般国道 409 号は計画地より東側 600m 付近まで、マウントアップ等の歩車分離の安全対策が施されているが、当該付近より東側から一部ガードレールの設置があるもののマウントアップ等の歩車分離の安全対策が施されていない。一般国道 466 号の北見方第三下交差点より南側、本線部分は歩行者が通行できる空間が無く、副道部分を歩行者が通行できる構造となっており、マウントアップ等の歩車分離の安全対策は施されていない。また、北見方第三下交差点より北側は、マウントアップ等の歩車分離の安全対策が施されている。 工事用車両の主要な入庫・出庫ルートは、高津小学校及び東高津小学校の通学路と一部重複する箇所があるが、通学路はマウントアップ等による歩道や横断歩道が整備されている。一般国道 409 号及び一般国道 466 号の一部区間においてマウントアップ等の歩車分離の安全対策は施されていない為、通行する車両は通行の際には歩行者の安全に十分留意するよう注意喚起を行う。また一般国道 409 号に設置される工事用車両出入口には、適宜交通整理員を配置し、工事用車両の出入りの際には歩行者等の安全を確保する。 したがって、工事用車両の主要な入庫・出庫ルートの大部分はマウントアップ等の歩車分離による交通安全対策がなされており、歩行者等の交通安全は概ね確保できると予測するが、一般国道 409 号及び一般国道 466 号の一部区間において十分な交通安全施設が整備されていない区間があることから歩行者等への交通安全の配慮が必要であると予測する。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。 イ 工事用車両の走行に伴う交通混雑への影響 工事中の交差点需要率は 0.521～0.646 であり、いずれの地点も「需要率の上限値」を下回ると予測した。また、本事業による工事用車両が走行する車線における工事中の混雑度は 0.002～1.000 であり、No.1(溝口交差点) A(西)の左折・直進車線以外は「円滑な交通処理が可能と判断される混雑度 1.0」を下回ると予測する。 混雑度が「円滑な交通処理が可能と判断される混雑度 1.0」と同値の車線においては、将来基礎交通量の結果が 0.996 と高い数値であり、現況においても渋滞が発生している状況である。当該車線は、調査時においてレジャー施設及び飲食店舗が営業中であったため、現況交通にはこれらの施設利用者が含まれており、工事中交通量は予測値よりも低くなる可能性が高い。また、工事用車両の走行による混雑度の増加分は、0.004 である。したがって、工事中の交通混雑への影響は軽微であると考えられる。 本事業において、工事中は周辺の混雑状況を確認し、工事に支障のない範囲で適宜、運搬時間帯を調整するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に著しい支障はないものと評価する。

表 7-1 (9) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
地域交通	交通安全、 交通混雑	ウ 施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響 施設関連車両の主要な入庫・出庫ルートである一般国道 246 号はマウントアップに加えてガードレールが設置されている。一般市道厚木東京線は全区間においてマウントアップ等の歩車分離の安全対策は施されていない。一般国道 409 号は計画地より東側 600m 付近まで、マウントアップ等の歩車分離の安全対策が施されているが、当該付近より東側から一部ガードレールの設置があるもののマウントアップ等の歩車分離の安全対策が施されていない。一般国道 466 号の北見方第三下交差点より南側、本線部分は歩行者が通行できる空間が無く、副道部分を歩行者が通行できる構造となっており、マウントアップ等の歩車分離の安全対策は施されていない。また、北見方第三下交差点より北側は、マウントアップ等の歩車分離の安全対策が施されている。 施設関連車両の主要な入庫・出庫ルートは、高津小学校及び東高津小学校の通学路と一部重複する箇所があるが、通学路はマウントアップ等による歩道や横断歩道が整備されている。一般市道厚木東京線は全区間、一般国道 409 号及び一般国道 466 号の一部区間においてマウントアップ等の歩車分離の安全対策は施されていない為、通行する車両は通行の際には歩行者の安全に十分留意するよう注意喚起を行う。 したがって、施設関連車両の主要な入庫・出庫ルートの大部分はマウントアップ等の歩車分離による交通安全対策がなされており、歩行者等の交通安全は概ね確保できると予測するが、一般市道厚木東京線は全区間、一般国道 409 号及び一般国道 466 号の一部区間において十分な交通安全施設が整備されていない区間があることから歩行者等への交通安全の配慮が必要であると予測した。 本事業の実施にあたっては、荷捌き車両の運転者に対し、随時安全運転教育を実施し、交通法規を遵守することはもとより安全運転の徹底を呼びかけるほか、施設利用者に対し、計画地への自動車出入りの際の左折イン、左折アウトの徹底を促し、自動車交通の安全性と円滑化を図る等の環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の施設関連車両の走行に伴い、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。 エ 施設関連車両の走行に伴う交通混雑への影響 供用時の交差点需要率は平日 0.641～0.708、休日 0.774～0.819 であり、いずれの地点も「需要率の上限値」を下回ると予測した。また、供用時の混雑度は、平日 0.002～1.073、休日 0.008～0.952 であり、平日 No.1(溝口交差点) A(西)の左折・直進車線以外の車線で「円滑な交通処理が可能と判断される混雑度 1.0」を下回ると予測する。 混雑度が「円滑な交通処理が可能と判断される混雑度 1.0」を上回る車線においては、将来基礎交通量の結果が 0.996 と高い数値であり、現況においても渋滞も発生している状況である。当該車線は、調査時において、レジャー施設及び飲食店舗が営業中であったため、現況交通にはこれらの施設利用者が含まれており、将来交通量は予測値よりも低くなる可能性が高い。また、施設関連車両の走行による混雑度の増加分は、0.077 である。したがって、供用時の交通混雑への影響は軽微であると考えられる。本事業においては、従業員等に対して、鉄道等の公共交通機関の利用を促すなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないものと評価する。

第 8 章 関係地域の範囲

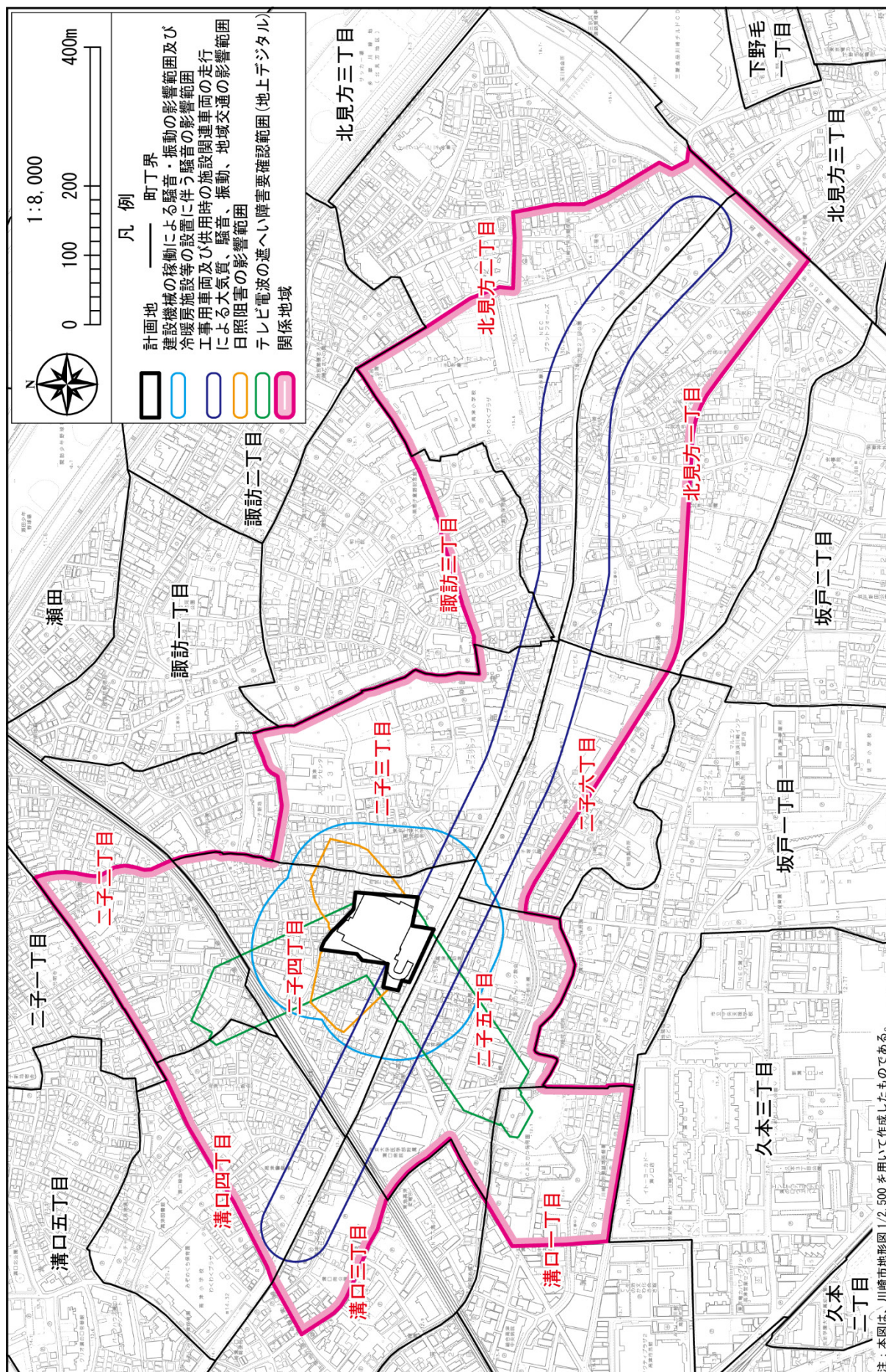
関係地域は、環境影響評価の結果を踏まえ、本事業の実施に伴い、環境への影響が及ぶ可能性のある地域とし、以下の地域を包含する範囲を設定した。

- ・ 建設機械の稼働による大気質、騒音、振動及び冷暖房施設等の設置による騒音の影響範囲（計画地敷地境界から約 100m の範囲）
- ・ 工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動、地域交通の影響範囲（走行経路沿道約 50m の範囲）
- ・ 日照障害の影響範囲
- ・ 地上デジタル放送のテレビ受信障害の影響範囲

関係地域は、表 8-1 及び図 8-1 に示すとおりである。

表 8-1 関係地域の範囲

市区名	関係町丁名
川崎市高津区	二子四丁目
	二子二丁目の一部
	二子三丁目の一部
	二子五丁目
	二子六丁目の一部
	溝口一丁目の一部
	溝口三丁目の一部
	溝口四丁目の一部
	諏訪三丁目の一部
	北見方一丁目の一部
	北見方二丁目の一部



第9章 その他

9.1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

表 10-1 必要な主な許認可等

根拠法令	主な許認可等の種類
建築基準法第 6 条	建築物の建築等に関する申請及び確認
景観法第 16 条	建築物の新築の届出
大規模小売店舗立地法第 5 条	大規模小売店舗の新設に関する届出

9.2 条例環境影響評価準備書の作成者及び業務受託者の名称及び住所

(1) 条例環境影響評価準備書の作成者

名 称：株式会社ニトリホールディングス

代表者：代表取締役 似鳥 昭雄

所在地：北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号

(2) 業務受託者

名 称：株式会社エスパシオコンサルタント

代表者：代表取締役 西村 亘

所在地：東京都中央区新川一丁目 6 番 1 号 アステール茅場町 8 階

9.3 事業内容等に関する問い合わせ窓口

(1) 環境影響評価について

窓 口：株式会社エスパシオコンサルタント 環境企画部

電 話：03-6734-9640

F A X：03-6222-2207

(2) 事業計画等について

窓 口：株式会社ニトリホールディングス 建築設備部

電 話：03-6741-1220

F A X：03-6741-1270

9.4 参考とした資料の目録

1. 「電子地形図 25000」(国土地理院)
2. 「川崎市地形図 高津 1/2,500」(川崎市)
3. 「国土地理院」(電子国土 Web)
4. 「川崎都市計画都市再開発の方針」(平成 29 年 3 月、川崎市)
5. 「川崎市大気データ」(川崎市 HP)
6. 「過去の気象データ検索」(気象庁 HP)
7. 「川崎市大気環境情報」(川崎市 HP)
8. 「地域気象観測所一覧」(令和 6 年 12 月 18 日現在、気象庁 HP)
9. 「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津表層地質図」(平成 3 年 3 月発行、神奈川県)
10. 「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津土壌図」(平成 3 年 3 月発行、神奈川県)
11. 「市内文化財案内」(令和 7 年 1 月閲覧、川崎市教育委員会 HP)
12. 「代表的な湧水」(令和 7 年 1 月閲覧、環境省 HP)
13. 「令和 4 年度水環境データ集」(令和 6 年 6 月更新、川崎市 HP)
14. 「洪水ハザードマップ高津区版」(令和 4 年 10 月作成、川崎市 HP)
15. 「令和 5 年度川崎市の災害概要」(令和 6 年 7 月発行、川崎市 HP)
16. 「国土数値情報河川データ (平成 20 年度版)」(国土交通省 HP)
17. 「川崎市河川図」(令和 2 年 3 月発行、川崎市 HP)
18. 「河川環境データベース河川水辺の国勢調査」(令和 6 年 10 月更新、国土交通省 HP)
19. 「第 8 次川崎市自然環境調査報告書」(2016 年 3 月、川崎市教育委員会・特定非営利活動法人かわさき自然調査団)
20. 「自然環境調査 Web-GIS」(令和 7 年 1 月閲覧、環境省自然環境局 HP)
21. 「川崎市および周辺の植生-環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究-」(昭和 56 年 3 月、宮脇昭ほか・横浜植生学会)
22. 「令和 6 年度版かわさき環境白書」(令和 6 年 11 月発行、川崎市 HP)
23. 「町丁別世帯数・人口」(令和 7 年 1 月更新、川崎市 HP)
24. 「令和 3 年川崎市の経済」(令和 6 年 2 月発行、川崎市 HP)
25. 「ガイドマップかわさき」(令和 7 年 1 月閲覧、川崎市 HP)
26. 「国土数値情報都市計画決定情報 (令和 4 年度版)」(国土交通省 HP)
27. 「神奈川県土地利用現況図」(令和 6 年、神奈川県県土整備局都市部都市計画課)
28. 「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計表」(国土交通省 HP)
29. 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計表」(国土交通省 HP)
30. 「平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス) 一般交通量調査集計表」(国土交通省 HP)
31. 「令和 3 年度一般交通量調査調査結果」(令和 5 年 9 月更新、川崎市 HP)
32. 「川崎市統計書令和 5 年版」(令和 6 年 3 月発行、川崎市 HP)
33. 「路線図」(2024 年 4 月 1 日現在、東急バス HP)
34. 「路線図」(2024 年 3 月 26 日現在、川崎市交通局 HP)
35. 「こどもの施設案内」(令和 7 年 1 月更新、川崎市 HP)

36. 「神奈川県公立学校名簿」(令和6年6月更新、神奈川県 HP)
37. 「神奈川県私立学校名簿」(令和6年5月更新、神奈川県 HP)
38. 「川崎市立図書館一覧」(令和7年1月閲覧、川崎市立図書館 HP)
39. 「大学・短期大学・高等専門学校・法人一覧」(令和5年度、文部科学省 HP)
40. 「高齢者施設のご案内」(令和7年1月閲覧、川崎市 HP)
41. 「主な市の施設」(令和7年1月更新、川崎市 HP)
42. 「国土数値情報医療機関データ(令和2年度版)」(国土交通省 HP)
43. 「川崎の公園」(令和6年3月31日現在、川崎市 HP)
44. 「川崎市景観計画2018年12月改定(令和元年7月発行)」(川崎市 HP)
45. 「指定文化財について」(令和7年1月閲覧、川崎市教育委員会 HP)
46. 「令和5(2023)年度大気・水環境対策の取組」(令和6年3月発行、川崎市 HP)
47. 「令和5(2023)年度の大気環境及び水環境の状況等について」(令和6年7月発行、川崎市 HP)
48. 「水質地点一覧」(令和4年3月更新、川崎市 HP)
49. 「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和6年12月発行、神奈川県環境科学センターHP)
50. 「令和5年度公共用水域測定結果」(令和6年10月更新、東京都環境局 HP)
51. 「神奈川県水質調査年報(令和5年度)」(令和6年12月更新、神奈川県環境科学センターHP)
52. 「月間水質測定結果(速報)」(令和7年1月閲覧、川崎市 HP)
53. 「水環境情報」(令和7年1月閲覧、川崎市 HP)
54. 「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和7年1月閲覧、神奈川県環境科学センターHP)
55. 「公共用水域水質測定結果について」(令和7年1月閲覧、東京都環境局 HP)
56. 「地盤情報市内の標高」(令和6年4月26日更新、川崎市 HP)
57. 「区域の指定」(令和7年1月15日現在、川崎市 HP)
58. 「令和4(2022)年度環境局事業概要(公害編)」(令和5年3月発行、川崎市 HP)
59. 「令和2(2020)年度環境局事業概要(公害編)」(令和3年3月発行、川崎市 HP)
60. 「令和元年度環境局事業概要(公害編)」(令和2年2月発行、川崎市 HP)
61. 「令和3(2021)年度環境局事業概要(公害編)」(令和4年2月発行、川崎市 HP)
62. 「第六次環境基本計画」(令和6年5月21日閣議決定)
63. 「川崎市環境基本計画」(令和3年2月改定)
64. 「地域環境管理計画」(令和3年3月改定)
65. 「川崎市環境影響評価等技術指針」(令和3年3月改訂)
66. 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(令和4年3月改定)
67. 「川崎市大気・水環境計画」(令和4年3月策定)
68. 「川崎市緑化指針」(令和4年2月28日一部改正)
69. 「川崎市緑の基本計画」(平成30年3月改定)
70. 「建設廃棄物処理指針」(平成23年3月30日環廃産第110329004号)
71. 「建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省要綱)」(平成14年5月30日改正)
72. 「川崎市一般廃棄物処理基本計画」(平成28年3月策定)
73. 「廃棄物保管施設設置基準要綱(川崎市要綱)」(平成6年4月1日改正)
74. 「産業廃棄物適正処理の手引き(排出事業者用)(川崎市)」(令和5年3月改定)

75. 「川崎市総合計画」(令和4年3月改定)
76. 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」(平成29年3月改定)
77. 「川崎市都市計画マスタープラン高津区構想」(令和2年12月改定)
78. 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(令和6年2月、環境省・経済産業省)
79. 「熱供給事業便覧 令和5年版」(一般社団法人 日本熱供給事業協会)
80. 「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)ーR4 年度実績ー R5.12.22 環境省・経済産業省公表、R6.7.19 一部追加・更新」(令和6年11月、環境省)
81. 「令和4年度エネルギー消費統計調査結果(石油等消費動態統計を含まない)」(令和6年3月公開、総務省統計局)
82. 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)
83. 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)
84. 「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁)
85. 「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年12月、公害研究対策センター)
86. 「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について(答申)」(昭和53年3月、中央公害審議会)
87. 「土木技術資料(第42巻第1号)」(平成12年1月、財団法人土木研究センター)
88. 「国土技術政策総合研究所資料No.671 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成22年度版)」(平成24年2月、国土交通省国土技術政策総合研究所)
89. 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)
90. 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)
91. 「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731:2019)
92. 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」(平成24年川崎市告示第135号)
93. 「建設工事騒音の予測モデル“ASJCN-Model2007”(日本音響学会誌64巻4号)」(平成20年4月、社団法人日本音響学会)
94. 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成13年4月、国土交通省告示第487号)
95. 「建築工事に伴う騒音振動対策ハンドブック第3版」(平成13年2月、社団法人日本建設機械化協会)
96. 「道路環境影響評価の技術手法(令和2年度版)」(令和2年9月、国土交通省国土技術政策総合研究所)
97. 「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2023”(一般社団法人日本音響学会)
98. 「実務的騒音対策指針(第二版)」(1994年、技報堂出版(株))
99. 「前川チャートの数式表示について」(1991年、騒音制御 Vol.15No.4)
100. 「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)
101. 「振動レベル計」(JIS C 1510)
102. 「建設騒音振動の予測評価手法に関する研究 第1報」(昭和56年11月、建設省土木研究所)
「建設騒音及び振動の防止並びに排除に関する調査試験報告書」(昭和54年10月、建設省土木研究所)

103. 「令和 6 年度環境局事業概要－廃棄物編－」(令和 6 年 8 月、川崎市)
104. 「川崎市産業廃棄物実態調査報告書(令和元年度実績)」(令和 3 年 1 月、川崎市)
105. 「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 HP)
106. 「造園施工管理技術編改訂 25 版」(平成 17 年 5 月、社団法人日本公園緑地協会)
107. 「自然環境アセスメント指針」(平成 2 年 1 月、社団法人環境情報科学センター)
108. 「神奈川県 of 潜在自然植生」(昭和 51 年 3 月、宮脇昭編著、神奈川県教育委員会)
109. 「川崎市建築基準条例」(昭和 35 年 9 月、条例第 20 号)
110. 「建造物によるテレビ受信障害調査要領・テレビ受信状況調査要領 (平成 30 年 6 月改訂)」
(一般社団法人日本 CATV 技術協会)
111. 「ゼンリン住宅地図」
112. 「放送エリアのめやす」(令和 7 年 4 月閲覧、一般社団法人放送サービス高度化推進協会 HP)
113. 「デジタル中継局開局情報」(総務省ホームページ)
114. 「テレビ放送用電波の周波数一覧」(令和 7 年 2 月閲覧、一般社団法人映像情報メディア学会 HP)
115. 「衛星放送の現状(令和 6 年度版)」(令和 6 年 4 月、総務省情報流通行政局衛星・地域放送課)
116. 「神奈川県交通事故統計」(神奈川県 HP)
117. 「令和 6 年度 建設機械等損料表」(令和 6 年 4 月、一般社団法人 日本建設機械施工協会)

